

聖籠町手数料、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西脇道夫

#### 聖籠町条例第9号

聖籠町手数料、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例  
(聖籠町手数料条例の一部改正)

第1条 聖籠町手数料条例(平成12年聖籠町条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「1件につき 200円」を「1件につき 300円」に、「までは200円」を「までは300円」に、「1件につき200円」を「1件につき300円」に改める。

(聖籠町公民館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町公民館設置及び管理に関する条例(平成元年聖籠町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「公の秩序」を「公民館の使用の目的又は内容が、公の秩序」に改め、同条第2号中「公民館の」の次に「使用の目的又は内容が、施設の」を加える。

第9条中「別表に」を「当該施設使用の許可を受けた時に、別表に」に、「前納」を「町に納付」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

第11条ただし書中「認めるときは」を「認められるときは」に改める。  
別表を次のように改める。

## 別表

## 使用料

施設名		区分	使用料の額			
			(午前) 午前9時から 正午まで	(午後) 午後0時30分 から 午後4時30分 まで	(夜間) 午後5時30分 から 午後9時30分 まで	(全日) 午前9時から 午後9時30分 まで
公民館	小ホール	1,300円	1,950円	2,600円	4,550円	
	会議室1	700円	700円	1,050円	1,750円	
	会議室2	500円	500円	750円	1,400円	
	会議室3	500円	500円	750円	1,400円	
	和室	850円	1,250円	1,700円	2,550円	
	多目的ホール	1,300円	1,950円	2,600円	4,550円	
藤寄地区公民館		400円	600円	800円	1,350円	
公民館第一分館	学習室1	1,300円	1,300円	1,950円	3,250円	
	学習室2	1,300円	1,300円	1,950円	3,250円	
	学習室3	1,300円	1,300円	1,950円	3,250円	
	学習室4	1,300円	1,300円	1,950円	3,250円	
亀代地区公民館	小ホール	1,300円	1,950円	2,600円	4,550円	
	和室(大)	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	
	和室(小)	500円	500円	700円	1,300円	

## 備考

- (1) 暖房及び冷房使用時間の使用料の額は、使用料の額の30パーセントに相当する額を使用料の額に加算する。
- (2) 新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書で定める構成市町に住所を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、使用料の額に50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- (3) 使用許可時間経過後の超過使用料は、30分につき使用時間帯の使用

料の額の15パーセントに相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は15分以上をもって30分とみなす。

- (4) 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算はしない。
- (5) 使用料の額の100円未満の端数について、50円以上100円未満の端数が生じたときは、この端数を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てる。

(聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例（平成元年聖籠町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「公の秩序」を「文化会館の使用の目的又は内容が、公の秩序」に改め、同条第2号中「文化会館の」の次に「使用の目的又は内容が、施設の」を加える。

第6条中「別表に」を「当該施設使用の許可を受けた時に、別表に」に、「前納」を「町に納付」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

第8条ただし書中「認めるときは」を「認められるときは」に改める。  
別表1を次のように改める。

別表

使用料

施設名		時間区分				使用料の額			
		(午前) 午前9時から 午後0時30分 まで	(午後) 午後1時から 午後5時まで	(夜間) 午後5時30分 から 午後9時30分 まで	(全日) 午前9時から 午後9時30分 まで				
ホール	平日	14,400円	25,200円	31,200円	63,600円				
	土曜日								
	日曜日	24,000円	30,000円	43,200円	87,600円				
	祝日								
楽屋(小)		150円	250円	250円	450円				
楽屋(大)		400円	600円	600円	1,250円				
ホワイエ(ホールとの同時使用を除く。)		2,450円	3,700円	4,950円	9,900円				
附属設備及び備品類		午前、午後、夜間、全日ごとに附属設備及び1品目につき規則に定める額							

祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の額に次の割合を乗じて得た額を加算する。
  - ア 1人1回当たり入場料金の最高額が500円を超え1,000円以下のとき 使用料の額の50パーセントに相当する額
  - イ 1人1回当たり入場料金の最高額が1,000円を超えるとき 使用料の額の100パーセントに相当する額
- 2 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、使用料の額に100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書で定める構成市町に住所を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 冷暖房設備を使用する場合の使用料の額は、30パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 5 使用許可時間前後の超過使用料は、30分につき使用許可された時間区分の使用料（連続する時間区分をまたぐ使用許可及び全日の使用許可の場合にあっては、当該超過した時刻の属する全日を除く時間区分の使用料）の15パーセントに相当する額とする。
 

この場合において、30分未満の端数は15分以上をもって30分とみなす。
- 6 練習又は準備のため使用する場合の使用料の額は、50パーセントに相当する額とする。
- 7 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算はしな

い。

8 使用料の額の100円未満の端数について、50円以上100円未満の端数が生じたときは、この端数を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てる。

別表2を削る。

(聖籠町蓮のギャラリー等条例の一部改正)

第4条 聖籠町蓮のギャラリー等条例(平成11年聖籠町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表に」を「当該施設使用の許可を受けた時に、別表に」に、「納めなければならない」を「町に納付しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

第5条ただし書中「認めたときは」を「認められるときは」に改める。

第6条の見出しを「(使用の許可の取消し等)」に改め、同条第3号中「使用の目的が」を「施設の使用の目的又は内容が」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 施設の使用の目的又は内容が、施設の管理上支障があるとき。

第6条に次の1号を加える。

(6) その他教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

別表を次のように改める。

別表

使用料

施設名	区分	
	使用料の額（1日）	
聖籠町蓮のギャラリー	展示を目的とする場合	1,400円
	展示以外を目的とする場合	2,800円
聖籠町蓮の創作工房	展示を目的とする場合	650円
	展示以外を目的とする場合	1,300円
備考		
<p>1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に100パーセントに相当する額を加算した額とする。</p> <p>2 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、使用料の額の100パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>3 使用時間は、午前9時30分から午後7時までとし、時間割り計算はしない。</p>		

（聖籠町青少年交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 聖籠町青少年交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年聖籠町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「公の秩序」を「青少年交流センターの使用の目的又は内容が、公の秩序」に改め、同条第2号中「青少年交流センターの」の次に「使用の目的又は内容が、施設の」を加える。

第5条中「別表に」を「当該施設使用の許可を受けた時に、別表に」に、「前納」を「町に納付」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

第7条ただし書中「認めるときは」を「認められるときは」に改める。別表を次のように改める。

別表

使用料

施設名	区分	使用料の額			
		(午前) 午前9時から 正午まで	(午後) 午後0時30 分から 午後4時30 分まで	(夜間) 午後5時30 分から 午後9時30 分まで	(全日) 午前9時から 午後9時30 分まで
ホール		3,900円	5,200円	6,500円	10,400円

備考

- (1) 暖房及び冷房使用時間の使用料の額は、使用料の額の30パーセントに相当する額を使用料の額に加算する。
- (2) 新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書で定める構成市町に住所を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- (3) 使用許可時間経過後の超過使用料は、30分につき使用時間帯の使用料の額の15パーセントに相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は15分以上をもって30分とみなす。
- (4) 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算はしない。
- (5) 使用料の額の100円未満の端数について、50円以上100円未満の端数が生じたときは、この端数を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てる。

(聖籠町地域交流施設条例の一部改正)

第6条 聖籠町地域交流施設条例(平成29年聖籠町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,600円」に改める。

(聖籠町社会体育施設条例の一部改正)

第7条 聖籠町社会体育施設条例（平成15年聖籠町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「臨時的対応として」を「臨時に」に改める。

第5条第1項中「催し物及び」を「催し物並びに」に改め、同条第2項中「前項に」を「施設は、前項に」に改める。

第6条第1項中「使用する者」を「使用しようとする者」に改める。

第7条第1号中「公の秩序」を「施設の使用の目的又は内容が、公の秩序」に改め、同条第2号中「施設の」を「施設の使用の目的又は内容が、施設の」に改める。

第8条中「別表第3に」を「当該施設使用の許可を受けた時に、別表第3に」に改め、「前納」を「町に納付」に改め、同条ただし書中「この限りでない」を「別にその使用料及び登録料の納付期日を定めることができる」に改める。

第10条ただし書中「認めるとき」を「認められるとき」に改める。

第15条中「器具等」を「施設に付随する設備等」に改める。

別表第1中

「

聖籠町民会館前テニスコート	聖籠町大字諏訪山1280番地
聖籠町役場前テニスコート	聖籠町大字諏訪山1636番地2
聖籠町スポアイランド聖籠	聖籠町大字諏訪山1714番地1
聖籠町聖籠野球場	聖籠町大字諏訪山1288番地
聖籠町次第浜野球場	聖籠町大字次第浜4164番地の319
聖籠町民プール	聖籠町大字諏訪山1560番地1
網代浜艇庫	聖籠町大字網代浜1612番5

」を



「

聖籠町民会館前テニスコート	聖籠町大字諏訪山 1 2 8 0 番地
聖籠町スポアイランド聖籠	聖籠町大字諏訪山 1 7 1 4 番地 1
聖籠町聖籠野球場	聖籠町大字諏訪山 1 2 8 8 番地
聖籠町次第浜野球場	聖籠町大字次第浜 4 1 6 4 番地の 3 1 9
網代浜艇庫	聖籠町大字網代浜 1 6 1 2 番 5

」

に改める。

別表第 2 中

「

聖籠町民会館前テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで
聖籠町役場前テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで
聖籠町スポアイランド聖籠	午前 9 時から午後 9 時まで
聖籠町聖籠野球場	午前 9 時から午後 9 時まで
聖籠町次第浜野球場	午前 9 時から午後 5 時まで
聖籠町民プール	午前 1 0 時から午後 6 時まで
網代浜艇庫	午前 7 時から午後 8 時まで

」を

「

聖籠町民会館前テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで
聖籠町スポアイランド聖籠	午前 9 時から午後 9 時まで
聖籠町聖籠野球場	午前 9 時から午後 9 時まで
聖籠町次第浜野球場	午前 9 時から午後 5 時まで
網代浜艇庫	午前 7 時から午後 8 時まで

」

に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

1 社会体育施設（2に掲げる施設を除く。）

施設名	区分		使用料及び使用時間単位	
			2時間	
聖籠町総合体育館	体育目的	競技場全面	2,600円	
		競技場半面	1,300円	
		柔・剣道場	1,400円	
		控室	350円	
		ステージ	500円	
		ランニングコース	1人1回200円（小・中学生は1人1回100円）	
		放送設備	1,000円	
	体育競技以外	競技場全面	5,200円	
		競技場半面	2,600円	
		柔・剣道場	2,800円	
		控室	700円	
		ステージ	1,000円	
		ランニングコース	1人1回200円（小・中学生は1人1回100円）	
		放送設備	2,000円	
	トレーニングルーム	1人1回300円（小・中学生1人1回150円）	初回時に登録料1人500円	
	個人利用 （競技場及び柔・剣道場に 限る。）	1人2時間200円（小・中学生は1人2時間100円）		
	更衣室・シャワー	1人1回100円（体育館使用との同時使用を除く。）		
聖籠	競技	競技場	1,200円	

町 藤 寄 体 育 館	競 技 外	競技場	2,400円	
	多 目 的 屋 内 運 動 場	競 技	運動場	2,100円
小体育室			550円	
和室			200円	
屋 内 運 動 場	競 技 外	運動場	4,200円	
		小体育室	1,100円	
		和室	400円	
テ ニ ス コ ー ト	区分		使用料	照明設備使用料
	1面使用		700円	1,000円
	2面使用		1,400円	2,000円
	3面使用		2,800円	3,000円
	4面使用		4,200円	4,000円
ス ポ ア イ ラ ン ド 聖 籠	区分		使用料	照明設備使用料
	競 技	メイングラウンド(全面)	3,900円	7,800円
		音響設備	2,000円	
		音響設備を伴うステージ 使用	2,000円	
		ふれあい広場	900円(占用使用の場合)	
	競 技 外	メイングラウンド(全面)	19,500円	7,800円
		音響設備	2,000円	
		音響設備を伴うステージ 使用	2,000円	
		ふれあい広場	900円(占用使用の場合)	
聖 籠		グラウンド	550円(30分)	
聖 籠	照明設備	2,600円(30分)		

野 球 場		
次 第 浜 野 球 場	グラウンド	350円(30分)

備考

- 1 施設を使用することができる時間は、第3条に規定する施設の開館時間とし、個人又は団体を問わず1回当たりの使用時間は2時間以内とする。
- 2 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書で定める構成市町に住所を有する者及び聖籠町内の事業所に勤務する者以外の者が聖籠町総合体育館、聖籠町藤寄体育館、聖籠町亀代地区多目的屋内運動場、聖籠町蓮野地区多目的屋内運動場、聖籠町山倉地区多目的屋内運動場、聖籠町民会館前テニスコート及び聖籠町聖籠野球場を使用する場合並びに聖籠町に住所を有する者及び聖籠町内の事業所に勤務する者以外の者が聖籠町スポアイランド聖籠及び聖籠町次第浜野球場を使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 使用許可時間経過後の超過使用料は、30分につき使用時間帯の使用料の50パーセントに相当する額とする。この場合において30分未満の端数は15分以上をもって30分とみなす。
- 5 本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算はしない。
- 6 使用料の額の100円未満の端数について、50円以上100円未満の端数が生じたときは、この端数を50円とし、50円未満の端数が生

じたときは、この端数を切り捨てる。

- 7 冷暖房使用の場合は、使用料の額の30パーセントに相当する額を冷暖房使用料として使用料の額に加算し、使用料に50円以上100円未満の端数が生じたときは、この端数を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てる。

## 2 網代浜艇庫

区分	使用料（日額）
セーリング競技用の艇の陸置	1区画 50円
上記以外の物の陸置	1区画 50円

### 備考

- 1 聖籠町に住所を有する者及び聖籠町内の事業所に勤務する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 セーリング競技用の艇とは、艇長5メートル以下の艇を、1区画とは、鋼材で仕切られた棚の最小の空間をいう。
- 3 棚として区画された場所以外（艇庫の周辺の敷地を含む。）を使用する場合の使用料の額は、使用する面積に1区画の1平方メートル当たりの使用料の額を乗じて算定した額とする。使用する面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとして計算する。
- 4 1日未満の端数は、1日として計算する

（聖籠町海のにぎわい館条例の一部改正）

第8条 聖籠町海のにぎわい館条例（平成23年聖籠町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「

小会議室	2,000円	2,500円	4,000円
大会議室	2,500円	3,000円	5,000円

」を

「

小会議室	2,100円	2,650円	4,250円
大会議室	3,250円	3,900円	6,500円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

2 第1条による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

(使用料に関する経過措置)

3 第2条から第8条による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。